

《講演会》(2009年1月13日・於相模原キャンパス)

## 企業と人と法

——ルールとハートのはざまで——

安 西 愈

藤川久昭(司会) みなさん、こんにちは。青山学院大学法学部と青山学院大学法学会は、年に2回、法学部生等に向けて、大きな講演会を行っています。本日は、2008年度第2回の講演会を開催いたしますが、本講演会は、法学部50周年事業の一環としても実施しています。

さて、本日の講師の方ですが、主に労働分野の弁護士として長きに渡りご活躍されていらっしゃるとともに、理論的な著作もたくさんものになさっておられる、安西愈先生です。安西先生のご略歴等は、ホームページ・配布資料をご参照頂きますが、先生は、人格的にも非常に優れた方でいらっしゃいまして、先生を慕う多くのファンがいらっしゃいます。

ところで、本日の質問の方法について説明します。みなさんに質問票を配っていますが、質問のある方は、これに書いて頂き挙手をしてください。講演中でも結構です。すると、うしろに控えている手伝いの学生が取りに行きます。みなさんから頂いた質問をもとにして、表現等を適宜直しながら、私が、質問するという方法をとります。

それでは、まず、法学会長代理として、関英昭先生より、安西愈先生のご紹介を兼ねて、あいさつを頂きます。関先生は、法学部50周年記念行事に関して、三者連絡会のリーダーをなさっておられる、みなさんの偉大な先輩です。安西先生は、本日のご講演の中で、これまでの人生のご経験等にも言及して下さいと思いますが、関先生も、苦勞してドイツに留学される等、一生懸命研究して、商法の研究者になられたというご経験をお持ち

です。それでは関先生、よろしくお願いいたします。

**関英昭** みなさん、こんにち。これから安西先生のご講演を伺いますが、安西先生のプロフィールを簡単にご紹介します。昭和13年香川県出身です。先生もおっしゃるかもしれませんが、昭和33年に高松商業高等学校を卒業されました。商業高校ご出身なのです。同時に香川県の労働基準局に採用されました。国家公務員の試験を受けられたのでしょうか。そこでしばらく仕事をされながら、中央大学の通信教育部を受けられ昭和37年に卒業。その後、仕事をされながら司法試験の勉強をされて昭和43年に司法試験合格。そのあと労働省を退職され、司法修習生になられ、昭和46年に弁護士登録。昭和60年に第一東京弁護士会の副会長をされ、その後中央大学、東京基督教大学等の講師をされるなど、いろいろなお役をこなされながら、平成4年、司法修習生の研修所の教官もされています。日弁連での研修委員長もされており、今は中央大学のロースクールの客員教授をされているということです。

とても苦勞されたということもあるでしょうが、キリスト教の洗礼を受けられたクリスチャンでもあるようです。何年に受洗されたというのはプロフィールに書いていないので省略しますが、いろいろな論文や著書も書いておられ、苦勞だけではなく今はその苦勞をバネにして、社会の中で弁護士として活躍されていると言ってもいいかもしれません。

今日のレジュメにはふんだんに聖書が出てきます。僕はちゃんと聖書を持ってきました。これを参照しながら、先生の講演を拝聴させていただきますが、そんなわけで諸君の中にも法曹を目指す人がたくさんいると思います。あるいは企業に入って社会的に活躍しようという人もたくさんいると思います。先生のお話を今日一日で終わらせるのではなく、どこかに残しておいて、それをいつか思い出し将来それをバネにしながら、努力すれば報われるというような何かをつかんでいただきたい。とても参考になるお話だと期待しており、みなさんと一緒に聞かせていただきます。それでは、安西先生よろしくお願いいたします。みなさん、拍手でお迎えくださ

い。(拍手)

## 1. はじめに

——自己紹介にかえて「プロ野球騒動の中で」——

安西 ご紹介いただきました、安西愈と申します。非常に難しい字で、今まで教室でまともに読んでくれなかったという字であります。親が付けてくれたので今では何か、「あんざい難しい字」さんというので評判になっておりますが、愈(まさる)という字であります。今日は記念講演会にお招きいただきまして、ありがとうございます。どこまでお話しできるかわかりませんが、一応レジュメを作ってきましたので、そのレジュメに沿って話をしたいと思います。

最初、「自己紹介にかえて」ということで、「プロ野球のストライキ騒動の中で」と書いておきました。今から丸4年前に、日本のプロ野球史上で初めて選手会がストライキをして2日プロ間野球がストップするということがありました。覚えていますか。覚えている人、どのくらいいらっしゃると思いますか。たくさんいますね。その時に、プロ野球のコミッショナー側、使用者側の弁護士として最前線に立って、収拾にあたったということがありましたので、自己紹介ということで、何かないかと思っていたところ、当時の新聞報道の写真がありましたので、紹介します。最初のページにありますように、ちょうどこの写真はストライキに入る1週間前に大阪で選手会と6時間にわたって交渉した時の話であります。当時ヤクルトの古田選手が選手会長をしておりましたので、選手会長の行くところを追いかけて、中日のナゴヤドームであるとか、あるいは大阪であるとか、さらにまともないと広島まで追いかけて行くスケジュールであったわけです。これの写真は大阪でヤクルトが試合をするために、大阪市内で交渉した時の写真であります。

この日、本来であればストライキが収まるはずであったのですが、なかなかプロ野球の球団側がまともらず、その翌週についにストライキに入っ

たわけであります。この写真の一番手前に写っているのが古田選手会長、そのとなりが球団側で当時ダイエーホークスの代表であった、選手関係委員長と言うのですが、瀬戸山さんという人であります。その真正面にいるのが、私であります。そして、その左側に写っている若い人が吉田弁護士と言いまして、中村特許法律事務所の弁護士です。この吉田弁護士はニューヨーク州の弁護士資格も持っている、もともとプロ野球の顧問の事務所の弁護士であります。

当時、なぜストライキになったかという、手を挙げた方はわかっていると思いますが、近鉄バファローズというプロ野球チームをもっている親会社の近鉄が、経営不振になりました。関西方面の人はよくわかっていると思いますが、近鉄は日本中で一番線路が長い私鉄なのですが、鈴鹿山脈の山の中を通っているものですから、あまり儲からない。不動産業も開発も不振であるということから、プロ野球団を持っているとたくさん費用を出さなくてはいけない、株主から代表訴訟を起こされたら困る、というようなこともあって、もうプロ野球球団をやめたい。ちょうど神戸にオリックス球団があるものですから、当時オリックス・ブルーウェーブと言っていましたが、そこと統合をするという方針が出されました。そうすると球団が11になる。パリーグは五つになる。五つでは試合にならない。おそらく、もう一つ減らすのだろう。当時、読売巨人軍のオーナーであった渡邊恒雄さんという人と、西武ライオンズのオーナーであった堤さん、この二人が談合して、1リーグ10球団にするのではないか。こういうことが問題になり、ファンの人も、せっかくプロ野球があり、その発展のためにはもっと球団を増やさなければいけないのに減らすとは何事だ、ということで選手会が立ち上がりました。交渉する時には、選手会側は全国のファンからこれだけ署名が来ているとあって200万通あまりを、段ボール箱で台車に乗せて持ってきているのです。こんなにプロ野球のファンがオリックスと近鉄の合併は反対だ、プロ野球の縮小は反対だと言っているのに、なぜプロ野球の球団側はこれが分からないのかと、プロ野球の活性化を図

れ、いつも突きつけられていたのです。

ところが、普通の会社で労働組合と使用者が話をすることになると、基盤が同じですから大体最後は話がつくわけですが、一方のプロ野球の球団というのは試合で戦っている企業同志であり、常に相手に勝とうと競争していますので、利害が対立し、なかなかまとまらないのです。例えば、みなさん

フリーエージェント、FA制度というのは知っていますか。知っている人は手を挙げて、どのくらい知っていますか。たくさんいますね。フリーエージェントとは何かというと、例えば青山学院大学卒業生、小久保選手や井口選手といった人がプロ野球に入る時には、ドラフトというものがあり、そこを通らないと入れません。その時に大体、大学生ですと5000万円から1億円の契約金をもらいます。契約金をもらった代わりに、従来は9年間自分の好きな球団には行けない。球団から解雇されたらいいのですが、解雇されないと行けなかった。それは9年間も職業選択の自由を否定するのは人身拘束ではないかと選手会は非常に不満を持っているわけですが、プロ野球側としては高いお金で来てもらった人ですから、簡単に他の球団に行かれては困る。ということで、自由に自分の行きたい球団に行けるのは、今年から国内は8年と短縮なり、アメリカに行くのは9年のままです。

そして、このストライキの騒ぎのあとで、プロ野球を改革しなければいけないということになり、古田選手会長の次に宮本選手が会長となりました。宮本選手会長は非常によくいろいろなことを理解し、どうすればプロ野球が発展するかということをよく考えている人です。この宮本選手がいる間に何とかまとめようということで、今のフリーエージェントでは、新しく2007年からプロ野球に入った人は「大学生は7年間、高校生は8年間で自由に球団を移動できる」ということになったわけです。

そういう場合、有名選手に育てた球団としては、選手が自由に好きな球団に移動してしまいますと戦力が低下してしまいます。そこで、交換に選手を移籍相手からとれないときは、次の選手をトレードしたり育成しない

と戦力均衡となりません。そこで、移籍した球団から選手の年俸の120%を補償金として支払う制度になっています。例えば広島から金本選手が阪神に移りました。新井選手も広島から阪神に移りました。今度は新井選手が選手会長ですから、来週の1月22日、我々は大阪に行って阪神ホテルで交渉しなければいけないのですが、そのように広島球団は選手を育てて、いわばFAでトレードする。そうすると選手の年収の1.2倍の収入が入ってくるわけです。だから金本選手が例えば2億円の年俸をもらっているとすると、広島から阪神へ金本選手が行けば、広島球団には2億4000万円のお金が入るわけです。

広島球団はスポンサー企業がおらず市民球団ですから、市民が株主です。ですから損をしても補償してくれるところがないわけです。他の球団は、親会社が広告宣伝費として赤字が出れば補填します。中日ドラゴンズだと中日新聞が補填する、読売ジャイアンツだと読売新聞が補填する、ロッテマリーンズだとロッテの会社が補填します。広島球団はそうでないので、絶えずぎりぎりの経営です。ですから、若い高校生を採用して鍛え、有名選手にしてFAでトレードしたら、その補償金でまた若い新しい選手をとることができます。

そういうわけですから、例えばFAで選手をとる球団はそういう補償金には反対なのです。お金を出さずにいい選手をもらいたいですから。そうになると広島球団の方は困るわけです。このように球団の間では利益が一致しないのです。このストライキの瀬戸際の時も投票すると、選手会の要求を呑もうというのが多数だったのですが、経営問題ですから、1球団でも反対があれば呑めなかったわけです。

弁護士として、法廷活動ばかりではなく、そんな仕事もしてきましたので自己紹介を兼ねて申し上げたわけです。

## 2. 私の司法試験合格体験記と歩み

——高校時代の「病気休学」から「通信教育」による出発

私は、初めからプロ野球組織の顧問弁護士になるというような人間では全くありませんでした。先ほど少し関先生からご紹介をいただきましたが、正規の大学教育は受けておりません。先ほど香川県出身との紹介がありましたように、私は四国の香川県、今は讃岐うどんで有名ですが、そこで生まれました農家の長男です。私が生まれたのは昭和13年、もうみなさん方のおじいちゃんの歳で、今年70歳ですから、この間「もうお前はいいだろう」などということと勲章をもらったのですが、70歳になりました。

当時、私の地方では農家の長男は後継ぎということで、高卒後農家を守るということは覚悟していましたので兼業農家として就職に有利な高松商業高校、昔は甲子園の常連校でしたが、今は伊良部投手がいた尽誠学園などという強い私立学校があるものですから、負けて出られないのですが、そこに入り地元の銀行に就職をして、そして兼業農家でやろうかと思って入学したわけです。ところが、生徒会長などをやり青春を謳歌していた高校3年生の時に学校の集団検診で引っかかりまして、肺結核の疑いがあるということで精密検査をしたら本当に肺結核にかかっている、すぐに入院しなければいけないということになり、休学して直ちに入院することになりました。

当時、昭和20年代から30代の初めには、昔から日本では肺結核が多かったのですが、肺結核というのは治らない死の病であると言われていました。私の叔父も叔母も若くして肺結核で亡くなっています。私も当時17歳でしたが、「来るものが来たか。人生は17歳で終わりか」という暗澹たる気持ちで休学し入院して治療することになりました。その時に先生方が、「安西君、長い人生で1年～2年なんて大したことないよ」と言って慰めたり励ましたりしてくれましたが、私は心の中では「先生は病気になっていないからそんな気軽なことを言うんだ。私の身になってくださいよ」と叫びながら、暗い入院と療養生活を送りました。

しかし、幸いなことにその時にストレプトマイシンという結核の特効薬が安くなって庶民でも使えるようになりました。それまでは、まさに特効

薬で日本には少なかったので当時の公務員の給料の3ヵ月分、今のお金に換算すると、1本打つと50万円位ということでしょうか。それでは私たちのような貧しい農家の子供では打てなかったのです。ところがちょうど、私が入院する時に、健康保険でこれが使えるようになりました。そこで医者さんがこれを使ってくれたので、奇跡的に1年で手術に至らず化学治療だけで復学できたのです。

それでも高校時代の1年落第というのはショックが大きく1級下の子たちと一緒にいるものですから、やはり心の中には挫折感、敗北感がありました。そして当時、肺結核になった人は民間企業では採用してくれませんでした。そこで、先ほど関先生が紹介で言われたように、やむなく国家公務員初級職試験を受けました。役所はどこでも良かったのですが、たまたま人事院から紹介されたところが地元の労働基準局でした。私が労働問題の専門家と言われる道を歩むようになったのは、そういうお役所に入ったところからです。あとからクリスチャンになってみると、これは神様の導きであったかなと思うのですが、その時は別に何とも思わなかったです。そして国の出先きですが役所に入りますと、学歴社会なものですから、高校卒業だけではなかなかいい仕事ができない。ちょうど中央大学の法学部の通信教育があるのを知り、私の入った役所では労働基準監督署を抱え労働基準監督官が活躍しておりますから私もそれを目指して法律をやろうと通信教育を受けることにしました。

みなさん方の中に通信教育をやっているお友だちがいるとわかると思いますが、通信教育の場合はレポートを書いて出し採点を受け、4単位のものならば4通のレポートが合格点を得ますとその科目の試験が受けられるわけです。しかし条件があり、夏休みに昼間の学生たちが田舎に帰ったあと校舎を使い、40日間のスクリーングといって大学の先生方が直接教えてくれる。その40日間、四国の香川県から東京に上京しなければならないというハードルがありました。当時中央大学は神田の駿河台にあったのですが、そのためには勤務中に長期のお休みを取らなければいけない。公務員



の年次有給休暇は20日しかない。20日ずつスクーリングに行くと卒業までに最低8年間になる。

これではたまらないと思い、役所の上の人に「自分はこういう通信教育を受けていて、夏休みに40日東京へ行かなければいけない。何とか許してくれないか」と言いました。「No」と言われれば辞めてやろうと思ったのですが、幸いなことに上司は許してくれました。「きみが悪いことをしないで、ちゃんと職場に戻ってくるならば20日間オーバーするが、それは帳消しにしてやろう」と特別に許可してくれました。こういういい上司に恵まれました。そういう上司がいると、「これはいつまでも迷惑をかけられない。何とか俺は4年間で卒業するぞ」ということになり、4年間でがんばって卒業したわけです。

労働基準局という役所は労働基準監督署が出先きですので、今、サービス残業ということで話題となっていますように労働基準監督官が事業所を臨検監督をし「残業手当を払っていないではないですか。労働基準法では残業手当を支払うことになっています。法違反ですから残業手当を払いなさい」という行政指導をしているわけです。あるいは、この間のマクドナルドの名ばかり管理職などといわれるケースがありましたが、「権限のない名ばかりの管理職では、適用除外になりませんよ。時間外労働について残業手当を払ってもらわなければいけません」とか、こういう仕事をするのが労働基準監督官です。もちろん、特別司法警察員の権限ももっていますから、強制捜査権も事件を検察庁に送致する権限もあります。私もその試験に挑戦して合格しました。

そうこうしているうちに、東京の労働本省に転動しないかという話があり、私としては4～5年、花の都の東京に行ってみるのもいいかなという気軽な気持ちで転動に応じました。それと、ちょうど付き合っている女性がいました。田舎の農家ですから、それまでの例では結婚すると親と同居するものですから嫁さんと姑が猛烈に仲の悪い関係になることが多くありました。私も私の祖母と母の、嫁姑の激烈な戦争の中に育ち、それを見てい

ましたから、ああいうところにうちの妻を置くわけにはいかないと思い、「転勤するから、結婚しないか」と言ったら、彼女も育った家を出たかったらしく、一緒に行こうということになり結婚しました。当時私は26歳、家内は24歳でしたが、四国の高松から連絡船に乗って岡山に出て、そこから出来たばかりの新幹線、ついこの間なくなった0系新幹線で、ちょうど東京オリンピック開会式の昭和39年(1964年)10月10日に東京へ来ました。

労働本省に来て、「さあこれで、しっかり仕事をするぞ」ということになりましたが、中央官庁では上級職(甲)公務員に合格していないと、なかなかいい仕事ができない。田舎で「わしは労働基準監督官だ」などと威張っていても、本省にきますと全然力にならない。ちょうど中央大学では、司法試験のための真法会というところが答案練習会を日曜日ごとにやっていたから、それに参加したのです。そうすると私の先輩に「おい安西君、きみ新婚早々なのに、土日を使って勉強するとは奥さんに対して失礼ではないか。せっかく結婚して東京に来たのだから奥さんと東京を楽しみなさい」などと言われました。私は、それもそうかなと思いましたが、一方でここで心を緩めるとどうもずっと生涯緩くなりそうだという思いがしましたので、新婚早々でもすぐ答案練習会に入り勉強しのです。うちの奥さんには後まで恨まれました。そして、夫婦げんかをするたびに「私はほおって置かれた」とそのことを持ち出されましたので、あの時先輩の言うことを聞いておけばよかったかなという思いがちらりと頭の中をかすめます。

本省に転勤して3年ぐらい経ちまして、国家公務員上級職試験には合格しました。上級職に合格して、今度は上級職採用に身分が変わったわけですが、そういう場合も大学からすぐ労働省に入る人と、私のように中から上級職に受かる人では差がありました。その差も私は仕方がないと思いましたが、それ以上となると司法試験しかないわけです。

そして2年後に司法試験に受かったわけですが、仕事をしながら勉強してましたので、一生懸命教科書が真っ黒になるまで傍線を引いて勉強し

ていても、1ヵ月経ったらコロッと忘れているのです。当時は択一と論文試験があったのですが、択一などは間違ったところを、どういうわけかまた次も間違う。例えば、「次の刑法犯について未遂があるのはどれか」とか、「予備を罰するのはどれか」とかの問題が出ると、必ず間違うところがあるのです。そこで、「ああ、そうだ。私の考え方に欠陥があるのだ。択一で一度間違ったら二度間違うのは馬鹿馬鹿しいということで、間違った択一の問題は全部ノートに書き、二度と間違わないぞと。それからもう一つ、教科書を読んでもコロリと忘れるのは仕方がない、試験の直前に思い出せばいいではないかということで、もっぱら私の勉強法は、試験の直前に思い出すための「思い出し用のノート」というものを作ったのです。

それが司法試験に合格した時には、ものすごく当たりました。例えば憲法について、今は例題が出ますが、昔は「何々について論ぜよ」という形で出題されていましたが、「法の支配について論ぜよ」と出たわけです。今でも覚えています。それはもう前の日に読んだ憲法の「思い出しノート」にバッチリ書いてあるわけです。「法には、自然法と人間が作った実定法がある。法の支配は、自然法の支配をいうのだが、実定法の面からも考えなければいけない」。パッと当たったわけです。それから商法でも白地小切手・白地手形、そこも商法の「思い出しノート」でバッチリ当たったわけです。刑法についても、バッチリ当たりました。一番当たったのは、労働法でした。「緊急命令について論ぜよ」と。普通の受験生は、緊急命令などということは知りもしないわけです。ところが私は労働省という役所にいましたから緊急命令というのをわかっていました。バッチリ書けたわけです。それが大いに当たったものですから、自分の実力以上の点数で合格しました。ですから、みなさん方も忘れるのは仕方がない。試験の前に思い出す。試験が済んだらまた忘れてもいいわけです。私はそういう効率的な勉強法をやって、たまたま当たって受かったわけですから、大したことはありません。

労働省にいて司法試験に受かっているということで、優遇されるかと思

うと、当時の役所では優遇されていませんでした。なぜかと言うと、「あれは司法試験に受かっている」となると、「法律しかわからない」ということになって、司法試験に受かっている先輩を見ると隅のほうに押しやられている。「あの人は法律しかわからない」ということです。だから本省で中心になるのは、やはり公務員の上級職試験を受かった法律職の人が中心になり、司法試験に受かっている場合は労働省では全能力が発揮できない状況がありました。

### 3. 弁護士になったのはいいが

——反キリスト者にも主の御愛が——

となると、弁護士ということになるわけです。それで田舎の四国の高松市に帰って弁護士になるのを親は期待していたのですが、「いや、すぐ高松に帰っても田舎だから仕事にならない。東京でよく勉強してから田舎に帰るから」と言って、東京で弁護士になりました。

当時、労働関係というのはものすごく、血で血を洗うというのは極端ですが、そんな荒れた状況でした。レジュメの5ページを見ていただけますか。労働組合の歴史というところを見ていただきますと、我が国では、プロ野球のように一つの業種でいろいろな会社の従業員が一つの労働組合を作っている産業別組合はほとんどなく、トヨタならトヨタ、あるいはイオンならイオン、そういう企業内組合、すなわち会社の中の組合が中心です。1955年(昭和30年)頃以降、全国の労働組合組織である「総評」という今の民主党よりももっと左の当時の社会党の系統と、「同盟」という当時の民社党系の二つの野党の全国組織が対立していました。さらに「全労連」という共産党の組合も過激な運動を繰り広げていました。私が弁護士になった1971年(昭和46年)頃は、企業内の組合差別事件や、労働組合の第一組合と第二組合がその分裂をめぐっていわゆる「労労」という労働者対労働者の事件も頻繁に発生していた時代です。当時は学生運動も華やかですし、東大の安田講堂占拠焼き討ち事件なども起こっていた時代です。

したがって、私は労働事件が嫌で、当時の司法研修所の教官に「労働は嫌です。普通の弁護士事務所に入りたい」と頼み、普通の銀座で開業しているボス一人という事務所に入りました。ところが、そういう事務所に入ると、来る日も来る日も借地借家の事件だとか、離婚の相談だとか、相続の遺留分の争いだとか、手形の取り立てだとか、そういう事件ばかりなのです。「こういうことなら、労働省を辞めるのではなかった。世のため人のために一生懸命やろうと思って弁護士になったのに、これはあてがはずれた。いつになったら大きな弁護事件がやれるのだろうか」ということで、当時労働省で上級試験に受かっていますと、部内で受かったとしても最低は都道府県労働局長までの身分は保障してくれる約束でしたので労働省を辞めたことを非常に後悔していました。

そこで先ほど御紹介のありました信仰の問題が出てくるのです。私の家内は高校生の時に洗礼を受けたクリスチャンだったのです。東京に来ても家内は日曜日には教会に行くけれども、私は勉強でした。子どもが生まれても、子どもは教会に行って良い子になってもらいたいが、お父ちゃんは一生懸命一週間仕事をしていてから日曜日はよく寝なければ疲れがとれないからということで、教会には家内から誘われても行きませんでした。しかし時々行くと喜ぶわけです。行かないとヒステリーを起こすこともありましたが。たまたま休みの日に近所でキリスト教の集会があって誘われ、「しようがない。家内のヒステリーを緩和するために行こうか」と思い、義理から家庭集会に行きました。ある家に牧師さんが来てお話をする数人の集まりです。

そこに行き、実は驚いたわけです。私は「せっかく弁護士になったのに、毎日毎日小さな全然世の中の力にもならない事件ばかりで本当に良かったのだろうか」「こんなことなら労働省を辞めるのではなかったのに」と悩んでいました。ところが、その牧師先生のメッセージは、お手元のレジュメの11ページ、「弁護士になってからの悩みと示された御言葉——反キリスト者への主の御愛——」というところですよ。大体宗教などを信じるのは心

が弱い人だ。宗教は心をごまかすものだ。キリストが処女から誕生したとか、水の上を歩いたというのは神話なら信じるが、本当だとなると信じられない。病人を治したり、困った人々を助けたり、木に実がなるなどというとそのとおりになったなどということは、香川県で生まれた弘法大師・空海だってやっていることだ。そういうことでキリスト教に反発していました。

ところが、そのようにイエスキリストに反発している私の中に、ズバッと来た御言葉があったのです。それは「小さなものに忠実に」ということです。そこに聖書のマタイの福音書の25章の14～30を引いておきました。同じことがルカの19章にもあります。それはこういうところです。

「天の国は、また次のように例えられる。ある人が旅行に出かける時、しもべたちを呼んで自分の財産を預けた。それぞれの力に応じて一人には5タラント、一人には2タラント、もう一人には1タラント預けて旅に出かけた。早速5タラント預かった者は出て行き、それで商売をして他に5タラント儲けた。同じように2タラント預かった者も、他に2タラント儲けた。しかし、1タラント預かった者は出て行って穴を掘り、主人の金を隠しておいた。さて、かなり日経って、しもべの主人が帰って来て、彼らと清算を始めた。まず5タラント預かった者が進み出て、他の5タラントを差し出した。『ご主人さま、5タラントをお預けになりましたがご覧ください。他に5タラントを儲けました』。主人は言った。『忠実な良いしもべだ。良くやった。お前は少しのものに忠実であったから、多くのものを管理させよう。主人と一緒に喜んでくれ』。次に2タラント預かった者も進み出て言った。『ご主人さま、2タラントお預けになりましたが、御覧ください。他に2タラント儲けました』。主人は言った。『忠実な良いしもべだ。良くやった。お前は少しのものに忠実であったから、多くのものを管理させよう。主人と一緒に喜んでくれ』。ところで1タラント預かった者も進み出て言った。『ご主人さま、あなたは蒔かないところから刈り取り、散らさないところからかき集められる厳しい方だと知っていましたので、恐ろし

くなり出かけて行って、あなたのタラントを地の中に隠しておきました。ご覧ください。これがあなたのお金です』。主人は答えた。『怠け者の悪いしもべだ。私が蒔かないところから刈り取り、散らさないところからかき集めることを知っていたのか。それなら私のお金を銀行に入れておくべきであった。そうしておけば、帰ってきた時に利息付きで返してもらえたのに。さあ、そのタラントをこの男から取り上げて、10タラント持っている者に与えよ』

こういうところです。ここで言わんとすることは、「小さなことに忠実でありなさい。それが神様のお喜びになることだ。どうして小さなものに忠実でないのに、大きなものを任せられようか」ということです。「小事忠実」ということです。そこで私はハッとしました。私は来る日も来る日も、小さなと言っては失礼ですが、借地借家の事件や手形の取り立て、債権債務の事件ばかりやっている。これでは弁護士になった値打がないではないかと思っていた。しかし、この与えられた目の前の小さなことを一生懸命やらないで、どうして大きな仕事をするのができようか。神様がそう言ってくださったのです。目の前が急に開けてきた思いがしました。そうだ、毎日毎日の日常の仕事を一生懸命にやる以外にないではないかということです。

それと同時に『イエスキリストを信じたら、罪を許されて、天の御国に入れるのだ。信じるだけでいい』という福音をそれまで何回も聞いていましたが、「そんなに簡単に天国に行けるといふのなら私は死ぬ3分前に信じてやる」などと言っていた反抗する私のような者に対しても、神様は愛を持って報いてくれた。私の誰にも言っていない心の悩みにピッタリと答えてくれた。こんな私でさえも神様は気にかけてくれていた。ということで、これはやはり本気になって信仰を持たなければいけないと。それがイエスキリストを知るきっかけです。

それ以降、そのことについての悩みはなくなり、とにかく目の前の仕事を忠実にやろうと心がけました。

#### 4. 人事労務問題の専門家へ

——平和はごちそうと争いにまさる——

そうこうしているうちに、労働省出身というのがわかったものですから、労働省の友人や労働基準監督署の紹介で、どんどん労働事件が来始めました。労働問題を嫌がって逃げたわけですがそれでも結局引き戻され、労働事件を専門的にやらなければいけない状況になりました。そのうちに、そちらの事件が多くなり、このままでは勤務している事務所にいてはご迷惑をかけるということで、独立したのです。それから、私は企業法務としての人事労務問題について、私が第一線の労働基準監督署で労働基準監督官もやってきている、地方の労働基準局で6年、中央の労働本省で立法等の仕事を5年、合わせて11年間やっているものですから、行政や企業の現場がわかっているということで割合事件が多くなり、労働事件の専門家のようになってきました。

そこで、私の証ということで3ページを見ていただきますと、日経ビジネスで今からちょうど10年前の1998年に、上場会社の法務担当者に弁護士に関してアンケートを取りました。それぞれ分野別に、いわば人気投票みたいなものです。その結果、なんと労務・人事部門では私が1位になりました。その時に日経ビジネスのコメントに答えたのですが、お手許のレジュメの私の信条というところですが、3ページの左側の真ん中あたりから見てください。

「労働問題の難しいところは、 $1 + 1 = 2$  といった公式がないところだ。つまり、過去の判例や法律だけで判断できないことが多い」ということです。そして右側の上から8行目あたり。「私は主に企業側の代理人を務めることが多いが、一部の企業では労働組合側の顧問も引き受けている」。使用者と労働組合、両方を弁護士としてやるということは難しいわけです。したがって、「この分野では異端の存在だろう。労使の立場のバランスを重視しているためで、担当した問題の多くは話し合いによる歩み寄りで解決できるよう心がけている。会社側の立場で紛争に携わっても100%、会社側



の主張を貫くことが最善の策とは思わない。場合によっては、譲歩するよう依頼者を説得することもある。労使が正面からぶつかり合って裁判で勝ったとしても、その後良い労使関係が保てるかは非常に疑問だ。『手術に成功して、患者が死んでしまった』のでは意味がない」とこのようなコメントをしているのですが、これは私の信条です。そこに担当した事件が紹介されておりますが、「第四銀行事件」、これは就業規則の不利益変更についての今でも有力な最高裁の判決となっています。「函館信用金庫事件」、これもまた最高裁まで上がっていった労働条件の不利益変更の事件で、いずれも勝訴しました。さらに日経ビジネスのコメントとして「労働災害、職業病、労働条件の変更に伴う裁判を数多く担当。クリスチャンで、聖書の一節を用いて依頼者の説得にあたることも」とありますが、クリスチャンといっても大したクリスチャンではありません。しかし、我が国の企業社会の中で、聖書の言葉などは通用しないのではないかと考えられますが、我が国の企業社会では結構聖書の言葉というのは良く聞いてくれます。ビジネス社会にも通用するわけです。

先ほど申し上げましたがレジュメの5ページにありますように、「労働組合と労働組合、第一組合と第二組合の戦い」というのは血で血を洗う、本当に苦しく大変な事件になります。ある化学会社の第一組合、第二組合、使用者の三つ巴になった事件がありました。そこで私が最終的に社長に言ったのが4ページにある箴言の17の1です。「平和であるのは、ごちそうと争いに満ちた家にまさる」。いかに企業が稼いで利益をあげても平和でなければ、企業人にとってそれは幸せでないではないか、会社の成長にとっては大きなマイナスではないかと。そしてルカの11の17、「どんな国でも、内輪もめしたら荒れすたれ、家にしても、内輪で争えばつづぶれます」という御言葉によって、その難しい労働事件について経営者は解決する決断をしてくれました。その社長の方はもうとうに引退されしていますが、私に会った時は必ず「ごちそうがあっても争う家はだめですね。先生」などと、その御言葉を覚えていてくれていまして話題となります。このように、割

合日本の経済社会では経営者の方は聖書の御言葉のことを聞いてくれます。

そういう私の考え方が企業社会に受け入れられたのか、日経ビジネスは5年ごとにアンケートを取るわけですが、次の4ページにあるように2005年のアンケートでも、上場会社の弁護士の人気投票のようなものですが幸いにもというか、私が人事労務部門1位でした。あとには、高井信夫、石寄信憲という錚々たる人がいますが…。

## 5. きれい事ですまされない現実

——私の名刺の「辯」の字の意味——

しかし、一方において企業社会ではそういうきれい事だけで通用するのかというと、現実の世の中はそのような生易しいものではありません。9ページを見てください。私の名刺の肩書きの辯護士の「辯」の字の意味と書いていますが、私はお弁当の「弁」を使わず、古いこの字を名刺に使っています。時々気づいた人が「あれ、先生、どうして古い字を使うのですか」と言われますが、すると私は、「いや、私のこの肩書きは、お弁当の『弁』ではないのですよ。この字を見てください。『辛』い『辛』いという字に『言葉』が挟まれているでしょう。弁護士という仕事は言葉の仕事だけれども、本当は大きな精神的なストレスを背負う非常に辛い仕事なのです。そういう意味で、お弁当の『弁』ではなく、この古い字を使っているのです」と言っています。

我が国の経済社会は、ある面では聖書の言葉が通用しますが、ある面では競争し、生き馬の目を抜くという弱肉強食の世界でもあります。この世の中の有様は、例えば箴言の20章14節「『悪い悪い』と買い手はいうが、そこを去ると（買ってしまえば）、自慢する」、あるいは「富んでいると見せて、無一文の者がいる。貧乏と見せて、大きな財産を持った者がいる」（13:7）というとおりで、人に対しては慎重に対応しなければいけません。そして「人を偏り見るのはよくない。だれでも1片のパンのために罪を犯しうる」（28:21）まさに「1片のパンで背く」存在であることも現実であり

ます。また、「訴えごとを最初に出す人は正しいとみえるが、相手が登場すれば問いただされるであろう」(18:17)。このように聖書の箴言の言葉はこの世の中の現実を言っているわけです。このような世の中であって、弁護士というのは争いを背負うのが仕事です。他人の苦労や争い事を仕事として背負うわけです。ですから、そのストレスが自分の肩に乗っかってくる。そうすると、いかに精神的なプレッシャーやストレスに対応するのかということが問題になります。

そこで、10ページを見てください。つい最近、厚生労働省の外郭団体である産業雇用安定センターというところが発行しています「かけはし」という雑誌に依頼された書いた巻頭言ですが、このように書きました。

「その日の苦労は、その日だけで十分である」という題で「弁護士という仕事は、他人の紛争を背負うのが仕事であるから、その精神的プレッシャーは絶大なものがある。

もちろん、人は様々であるから弁護士の中には『私は悩んだことがない』とか、依頼事件を法的に処理するだけなので『精神的プレッシャーは感じない』という人もいる。

私の場合は、労使対決の最前線に立つことも多く、法廷や労働委員会で相手方弁護士も沢山で、大勢の傍聴人はみな相手方という四面楚歌(周りは皆敵だらけ)の中での証人尋問や交渉のやりとりをすることも多く、通常事件に比べられない特異な状況の中で過大なストレスを背負う仕事を若い時から続けてきた。

そのような特異なストレス状況の生活の中で、頼りにするというか、むしろ必死に縋りついたというのが聖書の言葉である。

『明日のことは思ひ煩ふな。明日は明日みずから思ひ煩わん。一日の苦労は一日にて足れり』(マタイ 6:34)とか『あなたがたのあった試練はみな人の知らないようなものではありません。神は真実な方ですから、あなたがたを耐えることができないような試練にあわせるようなことはなさいません。むしろ、耐えることのできるように、試練とともに、脱出の道も備え

てくださいます』(1 コリント 10:13) といった言葉を何回も何回も繰り返して、自分に言い聞かせて対応してきた。しかし、自分で自分に言い聞かせたからといって思い煩いやプレッシャーが消えるなど生易しいものではないが、とにかくそれに縋りついてきた。

精神的に一番きついのは、重大事件の重要証人尋問などの場合では期日の一週間位前である。さまざまな場面を想定して対策をたてて臨むが、事前の思い煩いは深まるばかりである。当日になれば逆に開き直るので少し軽くなる。まさに思い煩いであるが、証人の方もそれまで眠れない、食事也十分とれないといった強烈なプレッシャーを背負われるが、その日が終われば解放される。しかし、私はそれが仕事であるから、次の事件の法廷や交渉が待っているという解放されない日々である」。

先ほど言ったように、ものすごいストレス、プレッシャーを背負う仕事です。それをどう解消するのか。「明日のことは思い煩うな」とか、「あなたがたのあった試練は人の知らないような試練ではない。必ず神が脱出の道を備えてくださっている」とか、必死に自分に言い聞かせるわけですが、それで心が軽くなるような生易しいものではありません。常に胃の痛むような経験をするわけです。何とか聖書の御言葉に縋りついてやってきたというのが現実です。

証人もそうなのです。証人に立つというのも非常にプレッシャーを背負います。ですから、証人尋問が済むまで御飯が食べられないとかいう人もいます。大抵午後からの法廷が多いのですが、午前中に来て事務所で打ち合わせをしながら、サンドウィッチなどを出すわけです。でも「食べられません」。こういう状況があります。ただ証人というのは、そういう人のほうが大丈夫です。反対尋問でも崩れません。「先生、任せておいてください。大丈夫です。大丈夫です」という人は、反対尋問でコロッと崩れるのです。一番弱いのは役人です。公務員は反対尋問に弱い。すぐ崩れてしまう傾向があります。

そういう経験をしたのが、私の一番大きな刑事事件で、中曽根内閣の時

の労働大臣であり、その後官房長官をして次の総理と言われた藤波孝生代議士の事件です。この方は非常に人格も高潔であり、俳人でもあった。「控へ目に生くる幸せ根深汁」といった句がこの方の人格を象徴しています。「根深」というのはネギのことです。「控へ目に生くる幸せ根深汁」。こういう俳句を残している人が、もうみなさん忘れていると思いますがリクルート事件といって、江副さんという当時の社長から賄賂を受け取ったということで起訴されました。

当時は新卒大学生の青田刈りが激しく就職協定というものがあって、協定日以前には就職活動をしてはいけない、直接会社に行ってはいけないとなっていました。そこで直接行けないから会社を調べるためにリクルートが会社情報誌を出版して、それで調べるため就職情報誌によりリクルートは大きな利益を得て大きくなってきた。リクルートにとっては就職協定があり、「これから一斉に就職活動のスタートだ。それ以前は個別の会社訪問をしてはだめですよ」というのが生命線であったわけです。これを「全然就職協定など守られないから、なくそうではないか」という話が経済界から出てきた。そこで、当時官房長官をしていた藤波さんに「就職協定を守るようにしてください」と江副さんが頼んだ。そしてまた別のルートから、リクルートが不動産会社を作りリクルートコスモスという株式を藤波さんに買ってもらった。値上がり確実な株式を売るということが賄賂であり、そして、請託を受けた。こういうことで、罪に問われた事件がありました。

その時に、第一審では151回も法廷を開き、証人尋問は50人以上行いました。そして第一審の判決結果は無罪でした。ところが、検察が控訴し東京高裁に係属した。東京高裁では5回しか法廷を開かないでそして逆転で有罪となりました。この事件で私は弁護士としてそう思うのかもしれませんが、当時関わっていた公務員の人達が検察官に仰合的な陳述をし、法廷でもそのような証言が多かったことが印象に残っています。

## 6. 「大いなる方」への信頼

——必死にすぎる聖書の言葉——

みなさん方は、これから刑訴法を習うと思いますが、刑事事件の取調べにおいては、検察官が調書を取るわけです。検察官の調書は本人が言う通り取るわけではありません。何回か取調べをしたあとで、被告人や本人を前に座らせておいて、検察官が自分でその人になり代わってしゃべるのです。その横で検察事務官が筆記していきます。例えば、「私は昭和何年何月、青山学院大学法学部を卒業いたしまして何々会社に入社いたしました。当時私は、例えば取締役専務の立場にいました。そこで、ただ今からお調べの談合事件について真相をお話しします」と。本人は話をしないのです。検事が自分で被告人になり代わって今のようにしゃべるわけです。それを検察事務官が書いていくのです。

だから調書は、極端なことを言えば作ろうと思ったらどうにでも作れるという性質があるのです。しかし、大方の刑事の裁判官は「法廷に出てきて、証人がしゃべることはうそばかりだ。捕まった時検事の前でしゃべったことが本当である」と調書の方を信用しているようです。民事事件でもそうです。大体出廷した証人はうそばかり言っていると思われるています。だから裁判官によっては、書証といいます。書面の証拠を見れば大体結論はわかるという人もいます。

今度裁判員制度になりますと、法廷に出てきた証言を聞いて裁判員が判断をするわけですから、従来のように検事のところで取り調べた調書を重視するよりも、法廷で何をしゃべるのか、何を聞くのか、それに対してどう答えたのかということが大変重要になってきます。

しかし、弁護士にとって法廷での反対尋問はどきついことはありません。もし完璧な主尋問をされた時にどう切り崩していくのか、常に悩むわけです。そういう時にいつも力になっているのが「私が支えられた聖書の言葉から」14 ページにあります。その最後のところに引用した御言葉です。「引き渡され、連れて行かれるとき、何を言おうかと取り越し苦勞をしては

ならない。そのときには、教えられることを話せばよい。実は、話すのはあなたがたではなく、聖霊なのだ」(マルコ 13:11)。どんな反対尋問で切り崩そうか、全然切り崩せないのではないかという時にも、「何を話すかはイエスキリストがおっしゃってくださる。だから示されたことを話せばいい」ということで必死にすがりついてやっているわけです。それだけで現実の反対尋問に対応できるわけではありませんが、どこから切り崩しているかわからないようなところでも、不思議に反対尋問に対応することができてきました。

## 7. 答ある決断を主に委ねる

——自己責任で勝負するしかない——

私は、弁護士になって3年目の昭和48年11月に「イエスさまの十字架」の意味、「神・罪・救い」という真実が分かって受洗しました。35歳の時ですが、「死ぬ3分前に信じてやる」などと言っていましたが、信じた後ではなれももっと早く信じなかったのかと後悔しました。それは最後になっても頼るべき御方がいるからです。先ほど「巻頭言」の最後に書きましたが、「そんな中で、今日まで精神と肉体が支えられてきたのは、最後に委ねるべき偉大なる『他力』があるからである。『あなたがたの思い煩いをいっさい神にゆだねなさい。神があなたがたのことを心配してくださるからです』(1ペテロ 5:7)という人知をはるかに超えた偉大な方にすべてをゆだねるという最後の『切札』の他力への信頼があるから。」ということです。

しかし、今申し上げたように世の中はきれい事ではないということも、また事実です。11ページを見てください。「きれい事で済まされない現実の対応——自己責任で勝負するしかない——」。我が国の社会においては現在コンプライアンスの時代であり、企業情報の公開の時代で、会社法もコンプライアンスを重視して立法されました。しかし、一方で会社にとってみれば、死命を制するような隠さなければいけない情報もないわけではありません。私の経験の中にもある化学物質の事件がありました。

私の顧問をしているある会社のある工場で、工場の中を調査した結果ある有害な化学物質が敷地の土壌の中から発見されました。その物質が発見されたら、すぐに自治体に届け出て対応しなければいけないのですが、その物質が出たとなるとマスコミの反応がすごいものですから、企業の死命が制されることの危険性もあり、会社は発表したくない。「先生、どうしましょうか」と問われました。それは顧問弁護士として、本来ならばコンプライアンスを重視し発表すべきだというべきです。しかし発表したあとの企業の危機的な重大な問題が待ちかまえているので、会社としては発表したくない。それで私も「今は発表する時期ではない。時期を待とう」ということにしました。その時はその物質のことがマスコミで全国的に展開されていましたので、その会社よりもっとひどい状況、あるいはもっと大きな会社がマスコミで公表された時に、実は当社の工場でもということて発表しようということになりました。大きな社会的な事件などがあった時に発表すればあまり大きな記事にならないのが現実です。それを待とうというわけでした。

その発表までの間に、もし内部告発があった場合、「顧問弁護士が隠せと言った」ということになれば、私の責任となり弁護士として懲戒処分を食らうかもしれないのです。しかし、それは「咎ある決断」ですが、そのような決断をしなければいけないときもあるのです。それでなければ天下の大企業が、「安西先生、顧問になってください」とは言って来ない。きれいな事ばかりではいけないわけです。

そういう時も頼るのは、やはり聖書です。ここに一つ書きましたが、咎ある決断の時、「主よ、あなたをご覧になっています。沈黙なさらないでください。わたしの主よ。遠く離れないでください」(詩篇 35:22)といった御言葉にすぎるしかないのです。咎ある決断かもしれないけれども、神様あなたにお任せします。もしばれたら、神様がばらしたのだから仕方ありません。甘んじて受けます。しかし神様は決して悪いようにはなさらない。必ず最善に導いてくださる。神様から叱られ、ばらされたら痛く辛い



かも知れない。しかし、それは私にとって最善をはかられる神様の御業なのであるという確信があるのです。「ある」というのは大げさであり、ほんやりとではあるが確信のようなものがあるというのが正確ですが…。

#### 8. 会社の破綻危機の大失敗

——私の失敗も益にかえられた——

成功ばかりではありません。失敗もあります。例えばそれは12ページに書いておきましたが、「会社破綻危機の大失敗」の経験です。これは1975年(昭和50年)頃の話ですが、北のほうのある中小企業で公害的な職業病の問題が起こった。被害者は50名余り。当時は公害問題が華やかな時代ですから、被害者の方からは莫大な損害賠償を請求されました。その会社は、これを払ったら潰れるということで、私は依頼を受けたわけです。私はその事件を担当し、被害者側の弁護士と交渉しました。そして損害賠償請求の4割ぐらい、それも分割払いで、これなら会社も生き延びられるという条件でまとめた。

ところが、3人だけ反対する人がいたのです。3人は訴訟派です。訴訟になると賠償金額が大きくなるのは間違いない。そうすると、あとの40数名の会社の窮状を察して和解に応じて下さる方々がいわば「正直者が馬鹿を見る」ということになるではないか。それで私は、「田舎のことだし人間関係があるのだから、この3名の人を説得してほしい」と言って、和解契約の調印を一週間延ばしました。それが一週間目に和解の調印に臨んだ時には、訴訟派の人たちが逆に和解派を全部ひっくり返していたのです。もう訴訟になってしまう。決裂だと雰囲気が違うのです。私は後悔しました。「あの時3人は反対であっても、他の人たちと調印すれば良かった。私が完勝を期したために逆転されてしまった」と後悔しました。会社の幹部の方々も青くなって、「こんなことでは会社が潰れてしまう」どうしようという全く見通しのたたない危機的状況でした。

当時は、新幹線はついておらず、特急列車でした。特急列車が揺れると、

車両の間に立ちますと連結器の下に線路が見える。その時私は「ここから飛び込まなければならないのではないか」「この責任はどうだろうか。会社を破綻させることになってしまう。死んでお詫びしかないのではないか」とここで自殺したら楽だとの思いがよぎりました。このようなときには自分がクリスチャンだ、すべて主に委ねなさいなどといったことは、残念ながら全て忘れてしまっているわけです。「この責任をどうしよう。私の失敗をどうしよう。この会社を潰したらどう責任をどう取るのか」ということで全く信仰のことはすっ飛んでしまって、全身うちひしがれて帰京してきた覚えがあります。全く頼りない弱いクリスチャンです。

その事件は、訴訟になりました。訴訟になって4年間ぐらい、私も苦勞しました。会社も苦しみました。しかしその結果、最初の時に私の弁護士の技術で和解しておくよりも、4年間苦しんだことによって会社側としては被害者の苦しみもわかってきた。被害者側も、会社の立場もわかってきた。そして最終的には、全員が和解となりました。その内容は、最初私が結ぶ予定だった「要求の40%程度の長期分割支払い」にプラス一時金を付けましたが、それでまとまりました。

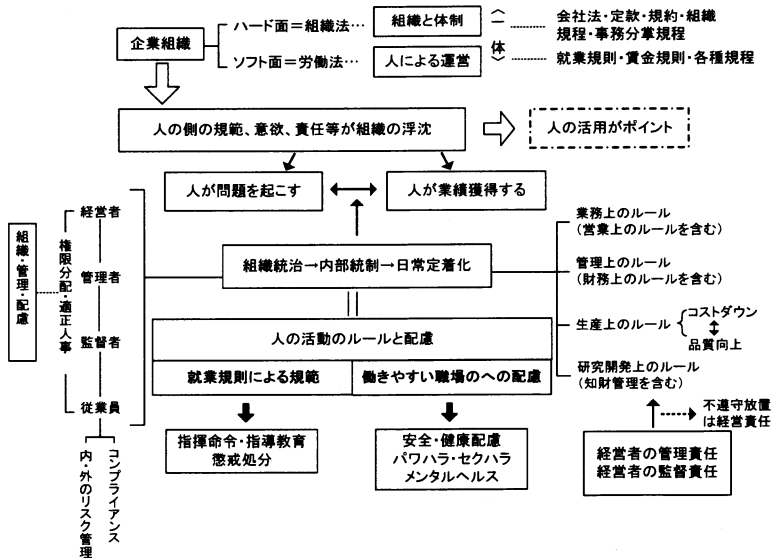
このような私の大失敗も、結局あそこで完勝主義をとらずとめておけば、何のこともなかった。しかし、それでは公害的な職業病の痛みというものを企業は感じなかったわけです。苦しい4年間の闘争をしたことによって、本当に良かったと思いました。これが神様のなさることであるという確信があるわけです。そういうことで何とか今まで来られました。まさに、ローマの信徒への手紙(8:28)にありますように「神を愛する者たち、つまり、御計画に従って召された者たちは、万事が益となるように共に働くということを、わたしたちは知っています。」という御言葉どおりです。

## 9. 企業経営のコンプライアンスと人事労務管理

——ハード(規範・秩序)とハート(人への配慮)のはざままで——

12 ページを見てください。「現在の企業経営のコンプライアンスと人事

「労務管理」ということですが、現在は、新会社法ができてハード面では会社法であり、組織法です。しかし、会社を運営するというソフト面では労働法です。すなわち、図にありますように会社においては、人が問題を起こし、人が業績を獲得するわけです。したがって企業のコンプライアンスは、人に対するものでなければいけません。その場合には、人の活動のルールすなわち、組織秩序、規程、マニュアルといった基準や規範だけではいけません。働きやすい職場への配慮、健康配慮義務、パワハラ・セクハラ、メンタルヘルス、一人一人の社員に対するそういう配慮があって初めて企業は生きていくわけです。



私は、そういう信条で今まで会社法務をやっています。

# 10. 弁護士としての誠実義務とは

——依頼者の100%の利益を主張するのが弁護士か——

8ページに「弁護士としての誠実義務」と書いておきましたが、弁護士

としての誠実とは何かということですが、「弁護士法」では弁護士の使命として第1条で「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。②弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」と定められています。また、「弁護士職務基本規程」では信義誠実として「第5条 弁護士は、真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする。」とされています。この点について次の2つの考え方があります。

(a) 弁護士、依頼者の関係における受任者の義務は、専ら依頼者の利益を図るため信義誠実を尽くして行動すべき忠実義務である。

(b) 誠実義務は、弁護士の職務の公益性、特殊性から通常の善管注意義務より加重された高度の道義に律せられるものである。

依頼者のために最善を図るのが弁護士の誠実義務か。いやそうではない、誠実義務は、弁護士の職務の公益性、特殊性から通常の善管注意義務より加重された高度の道義に律せられるものであるのかということです。

私は後者 (b) の考え方ですが、前者 (a) の考え方に立つ人もいます。したがって、「私の最大の利益を主張するのが、私の雇った弁護士の仕事だ」ということで、私の和解主義が依頼者に対して誠実を尽くしていないと言われ、懲戒の申し立てを受けるピンチもありました。また、こういう私のやり方について、弁護士としての任務に反するとして解任されたことが2回あります。しかし、いずれもこれは個人の方であって企業ではありません。私は、マタイによる福音書 5:9 にあります「平和を実現する人々は幸である。その人たちは神の子と呼ばれる。」とかマタイによる福音書 5:23-25 にあります「だから、あなたが祭壇に供え物を献げようとし、兄弟が自分に反感を持っているのをそこで思い出したなら、その供え物を祭壇の前に置き、まず行って兄弟と仲直りをし、それから帰って来て、供え物を献げなさい。あなたを訴える人と一緒に道を行く場合、途中で早く和解しなさい。」といったように、民事事件や労働事件は和解中心主義でやってきました。

完勝はだめだということは先ほどの苦い経験で覚えていますから、和解でいかなければいけない。労使は協調していかなければいけない。そしてそういうところで御言葉を述べると、割合我が国の企業の方は聞いてくれる。そういうことで今までやってきました。

## 11. 企業社会に受け入れられる聖書の言葉

### ——経営者と労働者が生きる法——

最後に青山学院の教育方針などとお書いておきましたが、みなさんもせっかく当大学に入ったわけですから、やはり聖書の御言葉に親しんでいただいて、それを自分の生きるよすがとして対応していただきたいと思います。私は冒頭で申し上げましたように地方の労働基準局、旧労働本省と労働行政の現場で勤務し、その後弁護士に転進し、さらにキリスト者としての信仰をもつ者とされましたが、今申し上げましたように企業法務の中に身を置きながら支えられてきました。私が弁護士になった頃は組合分裂が盛んで労務問題が激しい時で、特に経営者を打倒するという方針を掲げた少数組合が活発であり、使用者は当然のことながら過激な少数組合を目の仇としていました。そんな中で経営側の弁護士として私が唱えた「少数組合地の塩論」が評判になり、労組側弁護士からも信頼されるようになりました。それは、当大学の教育理念である「地の塩・世の光」でもあります。「あなたがたは地の塩である。」という言葉からです。少数組合にも団交権がありますが、団交は会社側に妥結義務はない（少数組合としては存在意義を鮮明にするため運動が過激になる）し、会社の痛い所をえぐって攻撃するわけです。しかし、その痛みがあるから企業は健全に運営できるのだということです。しかし、「だが、塩に塩気がなくなれば、その塩は何によって塩味が付けられよう。もはや、何の訳にも立たず、外に投げ捨てられ、人々に踏みつけられるだけである。」ということでもあります。少数組合が多数派になり、塩気を失えば、その存在意義も失われることになります。

聖書は今日のビジネス社会においても真実であり生きる指針でもあります

す。どうかみなさん方も聖書の御言葉に親しんでいただき、今後の歩みを全うしていただきたいと願いながら話を終えご質問をお受けしたいと思います。以上で、とりあえず話は終わりたいと思います。どうも失礼しました。(拍手)

### 質疑応答

**司会** 安西先生、貴重なお話、本当にありがとうございました。それで質疑応答のほうに移りたいと思います。まだ質問票が出ておりませんが、質問を出せる学生の方、いらっしゃいますか。質問を出せる学生の方、手を挙げてください。それでは、養父君、どうぞお願いします。

**養父智** 法学部2年生の養父智と申します。今日は貴重なお話、ありがとうございました。僕は、派遣切りの問題が話題となる中で、労働について考えさせられています。企業のコンプライアンスが非常に問われる時代になって、表側で企業は、エコとか、地球に優しいとか、環境イメージを宣伝し僕たちに良いイメージを植え付けています。しかし、実際には、最近の労働問題に見られるように、企業は、労働者が生存する権利の「根底」を奪っている面があると思ってしまいます。しかし、生活のためにも、社会に貢献するために、僕たちは、やはり企業に入っていかなければならず、企業において、押し付けられることに対してNoと言いつらいような労働者の立場にいずれなっていくと思います。このように僕は、自分の置かれるであろう状況に悩んでいるわけですが、是非とも安西先生のような方に、僕の悩みを聞いて頂き、お言葉を頂きたいと思い、質問しました。

**安西** 大変貴重ないい質問です。会社に入れば、いわば会社の立場で、上命下服関係に入りますから、そこで自分の心に沿わないことも行わなければならない。そこで考えるべきことは、まずそれが法令に違反するかどうかです。法令に違反するならば、かえってそれは会社のためにも良くない。株主代表訴訟で言われている考え方ですが、会社の代表者は末端の従業員についても違法行為を行わせてはならない、そして違法行為を未然に

防ぐような対策を講じていく義務があると言われています。これは野村證券の株主代表訴訟事件で最高裁が言っていることです。だから法令に違反してはいけません。

次に政策問題についてですが、今の派遣切りの問題についてもそうですが、派遣というのは派遣先で仕事をするを条件とする雇用契約なのです。派遣契約というのは、派遣元と派遣先の取引契約ですから、途中で解約してはならないとか、何回も繰り返したのだから当然次も契約すべきという義務はないのです。派遣元と労働者とは労働契約です。労働契約ですが、これは派遣先で仕事をするという契約ですから、派遣元の正規従業員は10人ぐらい。これが5000人もの派遣を行うわけですから、切られたからといって与える仕事がないわけです。派遣というのはそもそもそういう法律構造でできている。そこで今の多く起こっているのは、発注者側の立場に立って、派遣契約期間中で切るとはまずないが、更新しない。更新しないということは、法的には違法ではないわけです。しかし更新しないことによって、その人たちが派遣元の契約も切られることは事実です。事実ですが、これは派遣制度を認めた法律上の責任、いわば政府の政策責任の問題です。

したがって、一企業がどうこうするわけにはいかない。

ですから、そういう立場に立った時に、違法でなければ会社の政策に従わなければならない。それは自分個人にとっては苦しいです。だからリストラをやる人事部長などは、あとで「人の首を切って自分が会社に残るわけにはいかない」と辞める人もいますし、みなさんもそういう立場に立つことになるかもしれない。しかし、それは会社の立場にいる以上、やむを得ない。そして、それは間違いかもしれない。「神様、許してください」と言いながら、喜々として切のではなく自分の良心に痛みを持ちながら答える対処として主に許しを乞いながら、対応していかなければならない。それにのめり込み過ぎると自分自身を殺してしまう。つまり自殺しなければいけない。その時に結局頼るのは、天地万物を造った神様ということに

なります。さきほど申し上げたところですが、「大いなる他力」ということです。もう一度読みますと

「そんな中で、今日まで精神と肉体が支えられてきたのは、最後にゆだねるべき偉大なる『他力』があるからである。『あなたがたの思い煩いをいっさい神にゆだねなさい。神があなたがたのことを心配してくださるからです』(1ペテロ 5:7)という人知をはるかに超えた偉大な方にすべてをゆだねるという最後の『切札』の他力への信頼があるからである」

最後は、しょうがない。「こういう私のやることは誤っているかもしれない。この労働者を路頭に迷わせるかもしれない。しかし、私の立場ではそれを止めるわけにはいきません。だから、神様あなたにお任せします。もう私はどうしようもありません」と言って、偉大な神に、他力に任せる。そうでなければ、先ほど言ったように自殺に至るような、「こんな苦しみを負ったのは私がNoと言わなかったからだ」と自責の念にかられてしまいます。

養父 ご回答、本当にありがとうございました。

司会 先生、養父君、ありがとうございました。引き続き次の質問に移ります。それでは高橋さん、どうぞお願いいたします。

高橋和那 本日は貴重なお話、ありがとうございました。法学部1年生の高橋と申します。今、私は「労働と法」という講義を取っていますが、勉強していくうちに、最近は労働者のほうが守られているような傾向があるのかなと感じました。実際はどうなのでしょう？ またそのような傾向がある場合、企業側としてどのような対策をとっているのでしょうか？ 以上の2点についてよろしくお願いいたします。

安西 これも大変いい質問です。最近の派遣切り、あるいは下請切りという問題を抜きにして、企業と労働者の労働契約関係を考えると、従来は労働基準法が中心でした。労働基準法は、労働者の最低労働条件を保障する強行法で罰則が付いています。したがって労働者は保護されている存在です。そしてさらに、我が国の場合には、みなさん方も卒業したらすぐに



企業に入るわけですが、学校で労働者としての教育は受けていない、勤労者としての教育を受けていないわけです。勤労者になったら、どういう責任と義務を背負うのか、どういう立場になるのか。例えば、名刺の意味一つにしても、名刺を出すということは会社の組織上の権限として出すわけですから、勝手に名刺を作ってはいけません。名刺を出すということは、商法で言えば商法第25条、第26条に定める会社から権限を持たされた者として相手方にそれを伝えるために出すのです。そんな訓練もなかなか受けていない。

そうすると、日本の場合には、会社で育成する、企業内で育成するという方針が採られているのです。したがって、まず企業が教育指導しなければいけないということになります。そういう点で、去年の3月1日から施行された労働契約法というのがあって、本来労働契約法は労使対等の立場、労働者も権利を主張し義務を負うという立場ですが、現在のところ労働者が保護されている、逆に言うと自立を言わないで保護され過ぎているという面がないわけではありません。

例えば、会社で普通解雇する際に、「この人は企業秩序を守りません。この人は能力がありません。この人は協調性がありません」という場合でも、会社が指導教育して、それでもだめな場合に初めて解雇が許されるというのが判例となっています。そういう点では欧米の契約主義の社会とは違うわけです。そして我が国の場合には、従業員が就業規則に違反する行為をしていることを知っていながら、企業が止めなければ黙認したことになって、企業側が悪いということになる。例えば、工場で安全帽を着用しなければならぬと定められている。ところが安全帽を着用しないで仕事をしてケガをした。「安全帽を着用しないから、きみが悪いのだ」と言えるかという、着用せずに仕事をしているのを知りながら黙って認めた会社が悪いということになる。

そういう点では、労働者の自己責任をあまり認めない国です。ところが、飛行機でアメリカあるいはヨーロッパに行く。例えば、私はドイツに行き

ましたが、フランクフルトに着いたら、そこはもう対等な社会です。だから、「みなさん方、荷物を盗られないように自分でしっかり守っておきなさい、誰も保障する人はいませんよ」といわれる。ドイツでフォルクスワーゲンの工場を見ましたが、当時は外国人労働者が働いていましたから、絵と文字で工場の天井から「安全帽を着用しなさい」と書いた標示が吊り下げられていました。ところが300人ぐらいの労働者は誰一人安全帽を着用していなかったのです。私が「おかしいではないか。着用せよと書かれているのに、なぜ着用していないのか。会社の責任はないのか」と言ったら、工場の人は、「会社に責任はないのだ。サインしているからいいのだ」と言うわけです。そして「ちょっと来てくれ」と案内されたのでロッカールームに行ったら、安全帽がずらっと並んでいたわけです。

先ほど「サインしているからいいのだ」と工場長が言ったのは、おそらく「会社は安全帽を備え付ける。労働者はこれを着用しなければならない」、こういう契約になっているからであると思うのです。だから、着用しないのは労働者が悪い。日本の場合は、そのように書いて掲示していても、着用しないで不安全な仕事をしているのを工場長や監督者が知りながら黙って放っておいたら、それは黙認したことになり、企業が悪いということとなります。

今までは、労働者の保護一辺等は仕方がなかったと思いますが、労働契約法ができ労使対等で行こうというのであれば、やはり労働者の自立、労働者の責任。現在、サービス残業問題もあるわけですが、労働者が断れないという問題があります。断れないから保護するのだというのは仕方がありません。しかし、なぜ断れないのか。外国の人は「なぜ断れないのですか」と不思議に思うわけです。そのように仕向けて行かなければいけないのではないかと。いつまでも今のように、会社から言われたから断れないということではよくなってはいかないのではないかと。そこはやはり今日は契約社会なのです。日本を一步出たら、そういう世界ですから。この考え方は日本国内だけの問題ですから。そのことはやはり労働法の中でも考えて

いかなければならないと思います。

**司会** 先生、高橋さんありがとうございました。続いて、質問票を出して下さった村上君どうぞお願いいたします。

**村上典大** 私は法学部2年生の村上と申します。本日はお忙しい中、貴重なご講演をしていただき、誠に有り難うございました。

私の故郷(埼玉)では、最近都市開発により駅ビルが建築され、駅前のロータリーが整備されました。また大きなショッピングモールの建築が見受けられるようになったのですが、反面、私が幼い頃から慣れ親しんだ商店街に元気がなく、このような都市開発は大企業の独占につながるのではないかという思いがしてなりません。

また、リーマンショックの影響により、新規採用の取り消しなど社会的・経済的強者が弱者を無下に切り捨てているような気がします。

DAYSUAPAN という雑誌を購読しておりますが、先日は中国のジーンズ工場の特集をしており、労働者たちは、肺にジーンズの塗料が入り込み身体を犯されかねないような仕事を長時間・低賃金で労働させられていることを知りました。

国内・国外問わず、雇用される側の者が弱い立場に置かれかねませんが、今後、我々はいかにして企業側に倫理性を求めるべきでしょうか。

**安西** これもよい質問ですね。確かにわが国では国内的には無計画に開発が進み、国際的には日本では禁止されている公害や職業病について、海外では十分な対応をしないで利益の追求に走るという有様があります。そして、雇用されている労働者の立場は依然として弱く、被害者の側にまわっています。そのような営利を目的とする企業にみなさん方は就職していただければならないわけです。しかし、現在は先ほど申し上げたようにコンプライアンスが重視される時代になっており、何が何でも利益第一主義ということは国内的にも国際的にも許されない時代になっています。会社の持続的な発展のためにもコンプライアンスと労働者・住民への配慮がどうしても必要で、それが結果的にプラスになるのだという立場で上司や経営者

に進言して対応すべきではないかと思われます。

**司会** 先生、村上君、ありがとうございました。続いて、質問票を出して下さった小松君、どうぞお願いします。

**小松厚志** 法学部2年生の小松といいます。安西先生がかつて労働基準監督署に勤めていらしたということなので、そのことに関連したことを質問させていただきます。

私の知り合いにはIT関連の会社で正社員として働いている人がいるのですが、職場では恫喝が響き渡り、ノルマの達成と必要以上に強要されたり、また休日出勤時の給料が不明瞭であったりと非常に辛い環境で働いているそうです。私はそのことで相談を受け、「労組に相談してみてもはどうだろうか」と話したのですが、その人は「会社には労組がなく、たとえ合同労組に入っても環境の改善を要求したとしても、会社に反抗したと見放されて、いずれクビになってしまう」と言い、身動きがとれない様子でした。

このようにシステムでは単純に解決出来ない問題（ほとんどの労働問題がそうであるとは思いますが）はどのように対処をすれば良いのでしょうか？ 先生のご意見をお聞きしたいです。

**安西** この質問もよい質問ですね。確かに現在の企業の中にはこのようなことがあり、特に労働組合の組織率が我が国では18%しかありませんので、中小企業は無組合が多く、労働者が団結して集団として対応する場がなく、1対1ということになります。そうしますと労働者が全く弱い立場になります。そこで、労働基準法は労働者に申告権というのが同法第104条で認められています。それは、「事業場に、この法律又はこの法律に基づいて発する命令に違反する事実がある場合においては、労働者は、その事実を行政官庁又は労働基準監督官に申告することができる。使用者は前項の申告をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。」と定められています。

この申告権を活用することがよいと思われます。労働基準監督官は誰が申告したかは一切秘密にして臨検監督を企業に行い、必要な労働基準や労

務管理上の行政指導を行います。

**司会** 先生、小松君、ありがとうございました。さて、質問票がもう一枚届いています。この質問は、法学部2年生のスピンマン・ウィリアム君から出されたものです。私の方が、内容を要約して先生にお伝えしたいと思います。

先生は、マタイの福音書25章の14～30の話を書きましたが、なぜ、1タラントを地中に埋めて守っていた方が評価されなかったのでしょうか？私は、その方は、一番主人に忠実であり正しいことをしたと思うのです。先生のお考えをお聞かせ下さい。

**安西** この御言葉は、神様と信者との信仰についての例えであり、天の御国についての話の中で、御国についての例え話として語られているものです。

これは人の能力・才能というものは神様から与えられたものですから、神様のために忠実に用いなさいということであり、お金を儲けることやどうしたら沢山儲かるかということを図りなさいということではありません。

それは、一方においては神様に対する信頼関係のことでもあります。1タラントのしもべは『ご主人様、あなたは蒔かないところから刈り取り、散らさないところからかき集められる厳しい方だと知っていましたので恐ろしくなり、出かけて行ってあなたのタラントを地の中に隠しておきました。ご覧ください。これがあなたのお金です。』と言っています。神様に対する信頼がない点が問題なのです。

神様を信頼し、神様のために働いたのであれば、例えば5タラントの人も2タラントの人も儲けようと思って一生懸命にやったが失敗して儲けなかった。いや逆に損をしたとしても神様は『よくやった。良い忠実なしもべだ』といってくれるのではないのでしょうか。

なお、私が申し上げたのは「小さな事に忠実に」ということで「なんじはわずかなる物に忠なりき、我なんじに大なるものを掌どらせん」という教えの点です。

司会 先生、丁寧にご回答頂き、ありがとうございました。さらにお二方よりご質問があるようですが、時間の都合で割愛させていただきます。法学部1年生の池内茂樹君、宇部夏海さんありがとうございます。

たくさんの学生の方から質問が出て、私は本当に嬉しく思います。全部とりあげられなくて誠に申し訳ありませんでした。最後に、安西先生、何か追加されることはございますでしょうか？

安西 なお最後にレジメの6ページのところ。これは純粋な労働法のことですが、みなさんが会社に就職した場合の労働条件についてです。先ほどの労働契約法で、就業規則が労働契約の内容になるということになった。このことを理解しておいていただきたいと思います。そこで入社にあたって、どういうことになるのか。その前提としては、労働基準法で、労働条件を従業員に示さなければいけないという罰則付きの規定もあります。みなさんが会社に入った時のまずスタートの労働関係がどうなるのか、書いておきましたので見ておいていただきたいと思います。以上です。

司会 それでは、先生、90分という長きにわたりお話、本当にありがとうございました。みなさんは、今日の話を通じて理解できたと思いますが、安西先生は色々な貴重なご経験から二つ意味の「カクシン」を持たれているわけです。それは、核心と確信です。そのような二つの「カク」をもとに、今日、安西先生は、聖書の言葉をひも解きながら、みなさん一人一人にメッセージという「ボール」を投げて下さいました。みなさんは、まだ若いので、これから「カクシン」となるようなものを作っていくのだと思います。私もまだあまりできていません。今日の安西先生の一つ一つの言葉をかみしめながら、われわれは、これから人生において二つの「カクシン」を作っていきましょう。最後に先生にもう一度盛大な拍手を送り、われわれのお礼といたしましょう。安西先生、本当にありがとうございました。(拍手)

それでは関先生から、本講演についてのコメントを頂きたいと思います。関先生、よろしくお願いいたします。

関 4限の人、どのくらいいますか。今日4限では、テニースのゲマインシャフトとゲゼルシャフトを話しました。今日の安西先生のお話、かなりこれに関係する部分がありましたね。ゲゼルシャフトはクールですが、ゲマインシャフトは、助け合い、ホットなのです。その辺が非常に出てきました。それが聖書の言葉とかに関連していたのです。僕は非常に刺激を受けました。

では、これで講演は終了にします。みなさん、どうもご静聴ありがとうございました。安西先生、本当にありがとうございました。(拍手)